「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱」の変更について

2024年4月に、四国電力送配電株式会社をはじめとする一般送配電事業者において、同時最大受電力が10kW以上の発電設備を対象に、系統連系・維持の対価として、系統連系受電サービス料金(以下「発電側課金」といいます。)が導入されることを受け、当社は「再生可能エネルギー発電設備からの電力受給契約要綱(以下「買取要綱」といいます。)」を変更する予定としておりました。

[2024年2月お知らせ済]

今般、買取要綱を、2024年4月1日付で変更いたしますので、下記のとおり変更概要をお知らせいたします。

なお、既にご契約いただいている発電者さまについても、変更後の買取要綱が適用されます。

記

<主な変更概要>

- ・ 発電側課金にかかる用語を定義。
- ・ 系統連系受電契約の取扱いについて明確化。
- ・ 発電側課金の導入を踏まえ、当社における料金算定等の取扱いを規定。
- ・ 契約要綱の変更以前に締結した電力受給契約における、系統連系受電契約の取り扱い を規定。 など

以上